

国総建第335号  
平成15年1月22日

地方整備局等建設業担当部長 殿  
都道府県主管部局長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである。

一方、昨今の建設投資の低迷による経営環境の悪化等に対応するため、建設業者が会社分割、共同子会社化等により企業集団を形成し一体となって経営を行うことにより、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例がある。

今般、このような親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法等について下記のとおり定めたので、通知する。

## 記

### 1. 直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う場合

次に掲げる要件のいずれにも適合する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第2条第1号に規定する連結財務諸表提出会社（以下「親会社」という。）と同条第3号に規定する連結子会社（以下単に「連結子会社」という。）からなる企業集

団に属する建設業者の間（親会社とその連結子会社の間に限る。）の出向社員を出向先の会社が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合は、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該出向先の会社が当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事について、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社（連結財務諸表規則第2条第5号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。）がその下請負人（当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。）となる場合は、この限りでない。

(1) 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。

(2) 親会社が次のいずれにも該当するものであること。

建設業者であること。

証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者であること。

(3) 連結子会社が建設業者であること。

(4) (3)の連結子会社がすべて(1)の企業集団に含まれる者であること。

(5) 親会社又はその連結子会社（その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて）のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。

なお、当該取扱いに係る直接的かつ恒常的な雇用関係の確認のため、工事現場等において事務量の増大が懸念されることから、その円滑な運用を図るために、当該取扱いを受けようとする者は、当分の間、(1)から(5)までの要件のいずれにも適合することについて国土交通省総合政策局建設業課長による確認（以下「企業集団確認」という。）を受けなければならないものとする。

## 2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いに当たり、工事現場等においては、次に掲げる書面等により、それぞれ次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 健康保険被保険者証等により、出向社員の出向元の会社との間の雇用関係

(2) 出向であることを証する書面により、出向社員の出向先の会社との間の雇用関係

(3) 3.(5)の企業集団確認書により、出向先の会社と出向元の会社との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係にあること

(4) 施工体制台帳等により、出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないこと

## 3. 企業集団確認の申請手続き

企業集団確認を受ける者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

- (1) 企業集団確認の申請は、別紙 1 の例による「企業集団確認申請書（以下「申請書」という。）」に親会社の有価証券報告書並びに親会社及びその子会社（連結財務諸表規則第 2 条第 2 号に規定する子会社をいう。）の建設業の許可の通知書の写しを添付して、国土交通省総合政策局建設業課に提出してしなければならない。
- (2) (1)の申請は、当該企業集団の親会社が行うものとする。
- (3) (1)の申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属するすべての会社が承認したものでなければならない。
- (4) 企業集団確認の手続きは、国土交通省総合政策局建設業課において行う。
- (5) 国土交通省総合政策局建設業課長は、当該申請者に対して、別紙 2 の例による企業集団確認書を交付する。なお、当該企業集団確認書の有効期間は交付の日から 1 年とする。

平成 年 月 日 (別紙 1)

企業集団確認申請書

国土交通省総合政策局  
建設業課長

殿

所 在  
商 号  
代表者

印

下記の企業集団について、平成15年1月22日付け国総建第335号1.の要件に適合していることについての確認を申請します。

記

(1) 企業集団を構成する会社  
親会社

商号	所 在	許可番号	経営事項審査
A 社		00-00000	受

連結子会社

商号	所 在	許可番号	経営事項審査
B 社		00-00000	未受
C 社		00-00000	未受

(2) 非連結子会社

商号	所 在	許可番号	経営事項審査
D 社		00-00000	受
E 社		00-00000	未受

以上の申請内容を承認します。  
平成 年 月 日

所 在  
商 号  
代表者  
所 在  
商 号  
代表者

印

印

平成 年 月 日 (別紙 2)

## 企業集団確認書

商号  
代表者

国土交通省総合政策局  
建設業課長

下記の企業集団について、平成15年1月22日付け国総建第335号1.の要件に適合することについて確認を受けたことを証明する。この確認書は、平成 年 月 日まで有効とする。

### 記

#### (1) 企業集団を構成する会社 親会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
A社		00-00000	受

#### 連結子会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
B社		00-00000	未受
C社		00-00000	未受

#### (2) 非連結子会社

商号	所在	許可番号	経営事項審査
D社		00-00000	受
E社		00-00000	未受

以上

## (参 考)

親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（Q & A）

Q 1 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いのポイントについて教えてください。

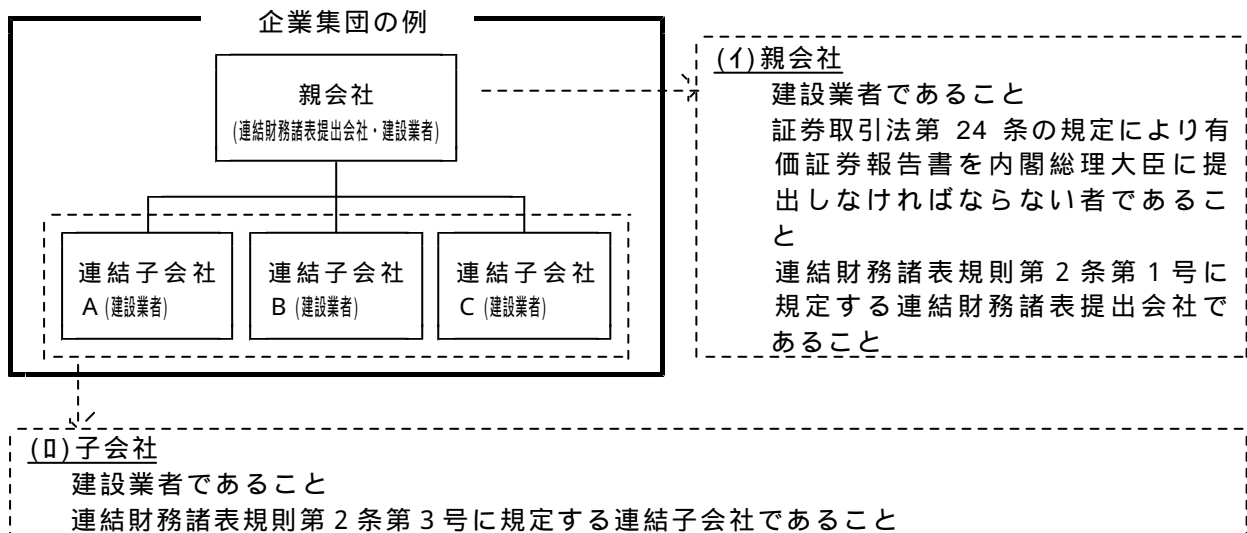
A 1 下記の要件に適合する企業集団において、親会社からその連結子会社へのお出向社員又は連結子会社からその親会社へのお出向社員が、当該出向先の会社の請け負った建設工事の主任技術者又は監理技術者となることを認めるものです。

なお、この取扱いを受けようとする企業集団は、当分の間、下記要件に適合することについて国土交通省総合政策局建設業課長による確認を受けなければなりません。

企業集団の要件は、次のとおりです。

### 【企業集団の要件】

- (1) 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること
- (2) 親会社が(1)のいずれにも該当すること
- (3) 連結子会社が(□)のいずれにも該当すること
- (4) (□)の要件を満たす連結子会社が全て企業集団に含まれること
- (5) 親会社又はその連結子会社（その連結子会社が2以上ある場合には、そのすべて）のいずれか一方が経営事項審査を受けていないこと



Q 2 連結子会社は同じ企業集団に属する他の連結子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことはできないのですか。

A 2 連結子会社が主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができるのは親会社からの出向社員であり、同じ企業集団に属する他の連結子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として置くことはできません。

Q 3 出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に係る条件について教えてください。

A 3 親会社又はその連結子会社が、その請け負った建設工事において出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く場合には、当該建設工事の各下請負人に同じ企業集団に属する他の会社又は親会社の非連結子会社が含まれることは認められません。

なお、下請負人がこの条件を満たしているか否かについては、当該建設工事に係る施工体制台帳等により確認することとなります。

Q 4 出向社員を監理技術者として置く場合に、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 4 親会社とその連結子会社の間の出向社員については、当該出向社員が交付を受けている監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の変更を行う必要はありません。

なお、この場合に発注者支援のためのデータベース等によって当該技術者の雇用関係を確認すると、当該技術者は所属建設業者に関し疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者については、親会社又はその連結子会社が有する企業集団確認書、出向であることを証する書面及び健康保険被保険者証等により、監理技術者として工事現場に置くことができる者であるか否かを確認することとなります。

Q 5 企業集団の確認はどのような手続きで行われるのですか。

A 5 企業集団の確認を受けようとする場合には、企業集団確認申請書に親会社の有価証券報告書、親会社及びその子会社（連結子会社及び非連結子会社）の建設業の許可の通知書の写しを添付して、国土交通省総合政策局建設業課に提出しなければなりません。なお、当該申請書の記載内容は、企業集団を構成する全ての会社が承認したものでなければなりません。

要件に適合していることが確認された場合には、企業集団確認書が交付されます。企業集団確認書の有効期間は1年間です。